

大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引及び東京商品取引所の商品市場における取引に係る証拠金等の一体管理に関する特約

北辰物産株式会社 御中

私は、貴社に設定する株式会社大阪取引所の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項第1号に定める取引をいう。以下同じ。）に係る口座（以下「先物・オプション取引口座」という。）並びに株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の開設する商品市場における取引に係る口座につき、証拠金等の一体管理（先物・オプション取引口座（商品関連市場デリバティブ取引以外の取引が行われないよう適切な措置が講じられている口座に限る。）及び商品市場における取引に係る口座に預託する証拠金等に関し、以下の各号に掲げる取扱いを行うことをいう。）の特例を受けるため、次の各号に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この特約を差し入れます。

- (1) 私が貴社に預託する証拠金（金銭及び商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金の代用有価証券及び商品市場における取引に係る取引証拠金の充用有価証券の双方に利用可能な有価証券に限る。）は、すべて商品関連市場デリバティブ取引分の委託証拠金として預託すること。
- (2) 私が貴社に預託した前号の委託証拠金の額以上の取引証拠金を、貴社が株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）における商品関連市場デリバティブ取引に係る区分口座（以下「金融商品取引法下の取引証拠金口座」という。）及び商品市場における取引に係る区分口座（以下「商品先物取引法下の取引証拠金口座」という。）に預託すること。この場合において、各口座の預託額はクリアリング機構の定める取引証拠金所要額以上の額とし、その預託先に係る配分は貴社が相当と認める割合において行うこと。
- (3) 貴社が、クリアリング機構の金融商品取引法下の取引証拠金口座又は商品先物取引法下の取引証拠金口座の預託額がクリアリング機構の定める取引証拠金所要額を上回る場合、当該上回る額を限度に他方の口座に振り替えることができること。
- (4) 貴社が、証拠金等の一体管理の対象とする口座における商品関連市場デリバティブ取引及び商品市場における取引の値洗損益及び売買損益を通算して管理し、当該通算した損益額については、クリアリング機構の金融商品取引法下の取引証拠金口座及び商品先物取引法下の取引証拠金口座にて取引証拠金として管理すること。
- (5) 貴社が、商品関連市場デリバティブ取引又は商品市場における取引に係る証拠金額のいずれかに不足（現金不足額を含む。）が生じた場合において、他方の口座において証拠金額に余剰がある場合、当該余剰分の証拠金（現金不足額の場合には現金に限

る。)の額を限度に当該不足額に充当すること。

- (6) 貴社が、証拠金等の一体管理の対象とする口座における証拠金の過不足計算(現金不足額に係る計算を含む。次号において同じ。)を行う場合は、商品関連市場デリバティブ取引及び商品市場における取引に係る値洗損益及び売買損益を通算して行うこと。
- (7) 貴社が、前号の過不足計算の結果、証拠金の不足額(現金不足額を含む。)が発生した場合で、私が当該不足額を貴社が指示する所定の日時までに預託しないときは、商品関連市場デリバティブ取引及び商品市場における取引に係る建玉を私の計算で処分することができること。
- (8) 貴社が、証拠金の余剰分の返還を行う場合は、クリアリング機構の金融商品取引法下の取引証拠金口座又は商品先物取引法下の取引証拠金口座から取引証拠金の返戻を受けることとし、その返戻元に係る配分は貴社が相当と認める割合において行うこと。